

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書
一般意見に対する事業者の見解

資料2-6

意見番号	意見分類	意見の内容	意見に対する事業者見解	意見(案)との関連
1	1. 対象事業の内容	<p>・アクセス道路計画について かねてより要望していた稲枝地区側からのアクセスを取り入れて頂いたことには、敬意を表します。 しかしながら、計画で示された市道大藪金田線と稲村山農道を荒神山山麓を直線で繋ぐルートについては、トンネルであれ、掘削であれ、荒神山神社参道或いは日夏林道を破壊するものであれば、絶対に反対です。荒神山の文化的、歴史的な価値を損なうものだからです。また、彦根市における荒神山一帯の自然環境の保全と観光という位置づけにも反するものです。代案として、宇曾川から天満を通って、西清崎を迂回し、稲村山農道に繋がる(少しカーブはあるが)ルートは可能かと思われる。いずれにせよ、後世に禍根を残さないルート設定をお願いします。</p>	<p>アクセス道路の整備事業は彦根市が市道整備として実施する事業であり、本事業とは別事業です。市道整備事業については、方法書で示した通過ルート帯以外の情報は把握しておりません。 本事業の環境影響評価においては、市道整備後の計画交通量を踏まえ、市道が接続する既存道路において、施設関連車両の走行による大気質、騒音、振動の影響について予測・評価を行います。また、調査対象とする眺望景観の視角に整備予定の市道が入れば、市道を含む景観フォトモンタージュ(将来の眺望景観)を作成します。</p>	1(4)、2(6)
2	3. 調査、予測および評価	<p>・P.6-35の表6.6-30「事業特性および地域特性(悪臭:施設関連車両の走行)」において、「当該項目に関連する事業特性」のうち ・施設関連車両(パッカー車等)の走行により、車両からの臭気物質の漏洩が想定される。とあるが、「当該項目に関連する地域特性」では ・施設関連車両の主な走行ルート沿道において、住民および環境の保全についての配慮が特に必要な施設(学校等)が点在している。 ・対象事業実施区域周辺における悪臭の測定は行われていない。 となっている点だが、現に彦根市内を走行しているパッカー車では、時折、私はパッカー車の後部の蓋が閉じられていないのを散見する。パッカー車はすぐに通り過ぎていくため直ちに悪臭は感じないものの、パッカー車のドライバーには収集後は必ず蓋を閉めて走行することを徹底させること、また常にパッカー車の掃除を徹底させ、搬入道路や施設周辺を走るパッカー車のイメージアップを浸透させるなど、市民目線に立った環境保全に十二分に配慮した対応を強く望むものである。 パッカー車の蓋閉めと掃除の徹底、パッカー車からの臭いの有無と分析、ごみから生じる汚水漏れの有無なども生活環境評価を実施していただきたい。 すなわち搬入道路の周辺や施設立地周辺の住民に対する臭気、振動、パッカー車の台数の把握も含めて、様々な嫌悪感解消のための方策検討を示され、その評価をしていただきたい。 この影響評価をしていただかないと、周辺住民の施設への理解は到底得られないものと考える。</p>	<p>計画施設への主な走行ルート沿道への影響については、住居や学校などの環境の保全についての配慮が必要な施設の位置を考慮して、主要地方道大津能登川長浜線(県道2号)等の道路沿道において大気質、騒音、振動の現況を把握するとともに、パッカー車等の施設関連車両の走行に伴う環境影響の予測評価を行い、必要な環境保全措置の検討を進めてまいります。 なお、パッカー車の走行時には車両から漏洩する悪臭による影響が想定されますが、参考として現況のパッカー車走行時における沿道臭気指数の影響把握を行うほか、主要走行ルート上において想定されるパッカー車台数の変化について整理します。また、パッカー車の走行時には蓋閉めを徹底するほか、清掃、車両点検の徹底などの悪臭漏洩対策を講じ、走行ルート沿道への悪臭の影響の低減に努めてまいります。</p>	2(2)
3	1. 対象事業の内容	<p>P.3-107の一般廃棄物排出量の推移でリサイクル率が4町に比べて彦根市がかなり低い。 このように、収集方法の違いにより、ばらつきが見られる。 この度の新ごみ処理施設の建設後は、ごみ収集方法や分別方法等において、一番甘い方法でなく、1市4町のうち、一番厳しい基準での収集方法を取られる処置を選択ください。 ゆめゆめ町民や市民の理解が、得られないなどの理由で、今まで、どおりの甘い基準に据えおかないように願います。</p>	<p>彦根市の一般廃棄物のリサイクル率が4町に比べて低い理由は、4町の廃棄物搬入先のリパースセンターがRDF化施設(固形燃料化施設)であり、可燃ごみを全て「資源化(リサイクル)」としてカウントしているためです。 新施設においては、収集、分別において資源化の取り組みを進めるとともに、RDF化と同様に低炭素社会の推進に寄与するべく、焼却施設で回収した熱を発電に利用するサーマルリサイクルを効率的に進めていきます。</p>	1(6)
4	1. 対象事業の内容	<p>要約書2-14(6)施設配置計画等について、想定されている配置図を見ると、荒神山神社透拝殿に隣接して災害廃棄物ヤードが配置されていますが、災害が起こった時、その場所に廃棄物が山積みされるような状態になれば、不敬で有り許容出来かねます。また個人宅の前でもあり困ります。 平常時においては支障の無い場所として良いですが、災害時においても支障の無いよう配慮し配置の検討をお願いします。</p>	<p>ご意見を踏まえ、平常時、災害時において周辺の生活環境に支障が生じないよう、災害廃棄物の仮置場の場所について検討してまいります。</p>	1(5)
5	3. 調査、予測および評価	<p>要約書6-48 景観について、亀山小学校の校舎内から荒神山が見渡せる場所や通学路(特に別紙に示す昭和電工沿いの通学路)から荒神山を見た時に、ごみ処理施設がどのように見えるか影響調査と検討をお願いします。 亀山小学校の校歌の最初に「荒神の峰をば まちか」とあるように郷土の山として親しみを持ち、誇りに思う存在の山です。在学中の6年間に毎日のように見て印象づけられる荒神山の姿に負の影響を与えないよう十分な配慮を切にお願いします。</p> <p>校歌 空 空 晴れた青空 荒神の峰をば まちか 胸を張り いきいきと われら 進んで 学ぶのだ 茂賀岡の 亀山校 水 水 澄んだ湖 宇曾川におどる 若あゆ 腕を振り びちびちと 清く 明るく 育つのだ 茂賀岡の 亀山校 風 風 かおる朝風 茂賀山の 小松若松 年をへて すくすくと われら 正しく伸びるのだ 茂賀岡の 亀山校</p> <p>※意見書に添付された別紙については記載を割愛しております。見解作成において参考にさせていただきました。</p>	<p>ご意見を踏まえ、亀山小学校の周辺から荒神山を見た眺望景観への影響について検討を行います。 亀山小学校の校歌にうたわれる荒神山の眺望景観への影響に十分配慮して事業を進めてまいります。</p>	1(4)
6	1. 対象事業の内容	<p>彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書の目次 第2章 事業の目的および内容 2.2対象事業の内容(4)対象事業の実施区域(施設位置)の検討経緯……2-6(5)対象事業の概要 6)関係車両の主要走行ルート計画……2-12について次のとおり意見を述べます。 彦根愛知犬上広域組合新ごみ処理施設建設において公募の結果、最終候補地として西清崎町地先を選定された。その時点では、建設予定地へのアクセス道路が不十分のため、県道2号線からの導入路の新設でまかなうという形で選定された。文化プラザでの説明においても同様、第3者機関があらゆる条件を考慮し公平に決まったと管理者から聞き及んでいる。 しかしながら、現在ではその導入路は計画から外され、新たな市道建設によるアクセスに計画が変更されている。計画の変更による予定価格の大幅な増額(市道建設概算経費38億円)となり、更には、市道完成までの焼却場建設関係車両の導入路整備の経費は、別途必要となる。このような計画変更や大幅な経費の増額は当然選定条件の重大な要因の変更である。 広域行政組合では、この市道は彦根市が整備すると見解を述べられている。彦根市との協議も充分になされ、また県との事前協議もなされたうえで意見であろうと思う。 しかしながら、議会の承認も未定な上、事業者が勝手に市道の問題を語るの、財政圧迫の引き金にならないとも限らない重大な問題と考えず、安易に語るのはいかがなものか。 また、なぜここまで西清崎町地先にこだわるのかの確固たる理由をまとめなければ市民の理解は得られない。 これらのことから再度、公募内容や決定条件を事前に明示するなどの検討から見直すべきである。そのために事前に決定する条件を明確にすることにより、曖昧な部分をなくし、誰が見ても公平な選定となるようにすべきである。</p>	<p>本施設のアクセス道路については、組合が当初提示した県道2号線からのルートを含めて彦根市で検討が行われ、最終的に方法書で示しているルートで計画が進んでいます。 当初提示したルートだけでは県道2号線の中沢交差点などの渋滞を緩和することができず、2つのルートを作る場合には橋を2本架ける必要があります。彦根市が計画しているルートであれば、県道の交通量を分散でき、本施設に関する収集搬入車両の分散も可能になります。 新ごみ処理施設建設候補地選定にあたっては、各候補地周辺自治会住民を対象とした説明会、住民との意見交換会、圏域住民からの無作為抽出によるアンケート、組合議会議員との意見交換会、および管理者会を実施して検討を行いました。これらの検討結果と、候補地選定報告書(平成29年2月)とを総合的に評価し、彦根市清崎町地先(西清崎)を最終候補地として選定、当該候補地での施設建設を前提とした「新ごみ処理施設整備基本計画」が令和元年10月21日の組合議会臨時会において承認されました。</p>	1(1)

意見番号	意見分類	意見の内容	意見に対する事業者見解	意見(案)との関連
7	1. 対象事業の内容	鳥類(猛禽類)の調査について、調査期間が2月から8月までとなり秋分から冬季に調査が実施されない計画となっている。営業や繁殖に関しては十分な調査計画ではあるが、冬季にやってくる猛禽類や一年中生息する留鳥の冬季の生態を把握するためには十分とは言えない。また、荒神山はタカの渡りの一つのルート上に位置し、9月初旬 から10月初旬にかけて南下するサシバやハチクマが多数通過する。一部は中継地としても利用している可能性があるため、タカの渡りへの工事の影響を把握のため、9月と10月初旬の猛禽類の調査は必要である。なお、冬季の猛禽類調査について、できない場合は、一般の鳥類調査の重点項目として工夫して取り組むなど、猛禽類の生態が把握できるように配慮を願いたい。	ご意見を踏まえ、秋季の9月下旬と10月上旬に猛禽類の渡り状況の調査を実施いたします。なお、猛禽類調査は2月から実施することから、冬季の猛禽類の生息状況の把握は可能と考えております。また、合わせて一般鳥類相の調査時にも猛禽類の生息状況の把握に努めます。本事業における鳥類(猛禽類)調査の方法、結果については、自然環境関係の市民団体の専門家とも状況共有し、環境影響評価の精度確保に留意します。	1(4)、 2(4)
8	1. 対象事業の内容	高温でプラスチックを処理することで「杉並病」が発生することはないでしょうか？半径約3kmの範囲に影響が出るようなので、小・中・高校が複数あり、子供センターのような県内・外の人が集まる施設の近くに建設すべきでないと思います。また、近年雨による災害が多発している中、彦根市ハザードマップでも記載があるとおり、「浸水」「がけ崩れ」「土石流危険渓流」全てに該当する場所に建設するのはおかしいと思います。近くに住んでいるので知っていますが、このあたりは地盤が弱く、水はけも悪いので、大型の建造物には向かない土地であることが何故示されていないのでしょうか？道路整備についても、現状の道で対応できないことは明らかであり、大きな工事が必要となり、道がもともと少ないこともあり、問題だらけです。病気、自然災害また設備倒壊による二次災害、交通事故(工事中の事故)など人命を最優先に考えた上で、本施設の西清崎での建設には断固反対いたします。	ご心配の「杉並病」の原因については現在も解明されていませんが、少なくとも焼却施設周辺で発生したのではなく、滋賀県内の現行施設においても同様の事例は発生していません。なお、新ごみ焼却施設では、最新の排ガス処理設備を導入するとともに、焼却炉の適切な燃焼管理を行うことで、計画施設周辺の大気環境に及ぼす影響はほとんどないと考えています。対象事業実施区域の敷地から宇曾川への既存排水路は、相当量の雨が降り宇曾川の水位が上がった際には、フラップゲートが閉まることで、宇曾川から敷地の方には流入しない構造となっています。しかしながら反面、敷地から宇曾川への排水を行えなくなるため、相当量の雨が降る際には敷地周辺で内水氾濫が起きている現状があります。本事業ではこのことを踏まえ、敷地内に流入する降雨等は、敷地内の調整池に集水し、敷地から宇曾川に設置する専用の排水管により適切に排水する計画です。施設稼働後の洪水浸水については、滋賀県による浸水想定に基づき、計画施設が浸水しないよう検討しています。なお、彦根市水害ハザードマップ(統合版)における「土石流危険渓流」の指定箇所は対象事業実施区域のうち北西の一部分であり、また、「がけ崩れ」の指定箇所は対象事業実施区域の北東側に隣接します。これらの土砂災害警戒区域の位置を踏まえ、周辺地域や本施設に影響が及ばない配置や対策を検討してまいります。市道整備は彦根市が実施する事業であり、本事業とは別事業です。本事業の環境影響評価においては、市道整備後の既存道路における計画交通量を踏まえ、本事業の施設関連車両の走行による大気質、騒音、振動の沿道集落への影響について適切に予測・評価を行います。また、調査対象とする眺望景観の視角に整備予定の市道が入れば、市道を含む景観フォトモニター(将来の眺望景観)を作成します。本施設に係る環境影響評価においては、法規制よりも厳しい公害防止基準、浸水、土砂災害に対応した施設整備計画を踏まえ、大気汚染の生活環境などへの影響について予測評価を行い、必要な環境保全措置の検討を行い、周辺環境の保全に十分配慮した事業を進めてまいります。	1(5)
9	2. 対象事業実施区域およびその周囲の概況 3. 調査、予測および評価	・「方法書」とは、どんな項目を、どんな方法で調査・予測・評価するのかという計画を示したものであるとするなら、もっと簡潔にしたほうがよいと思いました。概要書版はそうなっているのかもしれませんが。 ・多くが文献調査だったように思います。方法書にしたがって、これから「実際に現地に行って、測定や観察」がされるのかと思いますが、大事なのはこの部分です。方法書に書かれていることは、候補地選定までにされるべきではなかったのでしょうか。 ・「P2-8」基本方針「マテリアルリサイクルおよびサーマルリサイクルを積極的に行う」とありますが、欧米ではサーマルリサイクルー燃焼による熱利用一は、リサイクルとはいきません。地球温暖化を考えるとこの考えに納得できます。基本方針からして間違っている、と思います。 ・同じく、「ごみ減量や地球温暖化防止等の啓発拠点として、情報提供や環境教育に関する設備を導入する」とありますが、世界基準では認められていないサーマルリサイクルをすすめておいて、そこでなされる情報提供や環境教育にどのような意味があるのでしょうか。 ・焼却時に排出されるいろんな大気質。それぞれが人体にどう影響を与えるのか、可能性があるのか明記すべきだと思います。 ・「人と自然との触れ合いの活動の場の状況」(3-60)があります。健康のためにウォーキングをする人が増えています。これからも増え続けると思います。ここでいわれている「自然」のなかには、歴史や文化が詰まっています。10年、20年、30年先を考えると、ますます意味を持つてくる活動の場です。どういう方法で評価されるのかわかりませんが、数字では評価できない項目こそ大切だと思います。活動の場をあげるだけでなく(3-61)、利用されている方の声を聞くべきです。 ・「環境保全に関する計画等」(3-182～)には、「地域環境保全を考えた低炭素都市づくり」「低炭素社会の実現のためには社会経済構造を転換する必要があるとの認識の下に推進します」など、低炭素社会が強調されています。とするなら、サーマルリサイクルは、この「低炭素社会の実現」とは相反するのではないのでしょうか。広域での処理より、自分たちで出したごみは自分たちで処理するという原則に立って、ごみの減量に努め、本当の意味での「低炭素社会」=「循環型社会」をつくっていくべきです。 ・「彦根市緑の基本計画の概要」(3-187)に「つなぐ緑」「緑の回廊」づくりがあります。「緑の回廊」、とてもいい言葉です。自然破壊、緑の破壊が進んでいるいま、「緑の回廊」の持つ意味は大きいです。太陽光パネル設置で、その「緑の回廊」が破壊されたのは返す返すも残念です。一度破壊されたらすぐには元に戻りません。まだ決定ではないものの、今回、中断していた市道―荒神山を貫通する市道の話が出ています。自然は何もいりませんが、壊してはいけないものがあると思います。	・方法書における調査・予測・評価の計画については極力簡潔に整理しました。ご意見を踏まえ、今後、作成する準備書については、より分かりやすく、より簡潔なとりまとめに留意します。 ・新ごみ処理施設建設候補地選定にあたっては、各候補地周辺自治会住民を対象とした説明会、住民との意見交換会、圏域住民からの無作為抽出によるアンケート、組合議会議員との意見交換会、および管理者会を実施して検討を行いました。これらの検討結果と、候補地選定報告書(平成29年2月)とを総合的に評価しました。候補地選定報告書(平成29年2月)では、①「国定公園・県立自然公園」、「保安林」、「史跡・名勝・天然記念物」、「鳥獣保護区のうち特別保護地区」、「保存樹」に指定されていないことを前提条件に、②応募のあった候補地について「安全・安心の確保の視点」、「環境への配慮の視点」、「計画的な財政運営の視点」、「合意形成」の視点から総合的に評価しました。安全・安心及び環境面の視点では、「活断層との関係」、「地盤の軟弱強度」、「災害関連法の指定の有無」、「その他危険地域の設定の有無」、「住宅との位置関係」、「教育・医療福祉施設との位置関係」、「農業振興地域指定状況」、「都市計画区域の指定状況」、「道路混雑度」、「地域性緑地等の指定状況」、「重要な動植物等の生息状況域」、「指定文化財」、「埋蔵文化財」の有無について評価を行いました。今後は、最終建設候補地(方法書における対象事業実施区域)を対象に環境影響評価を実施し、環境影響評価の結果および地域の環境保全への配慮に基づいて、新ごみ処理施設の建設地として選定されることとなります。 ・サーマルリサイクルは日本での呼び名であり、欧米では「サーマルリカバリー」と呼ばれリサイクルには含まれないことは存じていますが、廃棄物焼却時の熱回収が推進されていることは、日本でも欧米でも同様です。 ・本施設整備では、「マテリアルリサイクルおよびサーマルリサイクルの積極的実施」、「ごみ減量や地球温暖化防止等の啓発拠点としての情報提供や環境教育に関する設備の導入」等を基本方針とし、マテリアルリサイクル(物質回収)およびサーマルリサイクル(熱回収)を積極的に行い、また、情報提供や環境教育の充実を図り、循環型社会の構築に貢献できる施設整備を目指しています。 ・焼却時の大気質への影響については、現況調査の結果および施設整備計画を踏まえ、大気汚染等の影響を予測・評価し、適切な環境保全措置を検討します。なお、影響の予測・評価は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」である環境基準と比較して行います。 ・人と自然との触れ合いの活動の場の状況については、必要に応じて利用者へのヒアリングにより利用状況を適切に把握します。 ・新ごみ処理施設の規模は、今後のごみ減量努力も一層見込んだものとなっています。ごみを減量することと、焼却時の熱回収を行うことは、どちらも低炭素社会の実現に向けて進めるべきことであり、相反するものではありません。住民一人ひとりが、ごみに対する意識を高め、ごみを減らす工夫を心がけ、もの大切さや自然・環境を愛する心を次世代に引き継ぐために、環境啓発施設としての新ごみ処理施設が担う役割を意識して事業を進めてまいります。 ・本事業においては、「彦根市緑の基本計画」等の環境保全に関する計画の基本理念、基本方針も考慮しながら現況調査、予測評価を行い、地域の環境保全に努めてまいります。 なお、市道整備は彦根市が実施する事業であり、本事業とは別事業です。本事業の環境影響評価においては、市道整備後の計画交通量を踏まえ、市道が接続する既存道路において、施設関連車両の走行による大気質、騒音、振動の影響について予測・評価を行います。また、調査対象とする眺望景観の視角に整備予定の市道が入れば、市道を含む景観フォトモニター(将来の眺望景観)を作成します。	1(6)
10	1. 対象事業の内容	現在予定されている土地は浸水、崖崩れ、土石流危険渓流の全てに当てはまっています。そんな場所にわざわざ建設する理由が分かりません。近年、異常気象による災害が多くある中、もし災害が起こって、施設も被害を受けたらどうするのか。最初から危険地域だと分かっていたのに建設して、「こんなはずじゃなかった」では済まされません。もっと違う最適な場所があるのではないのでしょうか。また、現ゴミ処理施設は煙突より高い物が周りにありません。なので、煙は360度に分散されます。しかし、今検討されている候補地だと、煙突が荒神山より低い位置になるので、煙が分散されず、濃度の高い煙が山の南東側にきます。そこには亀山保育園、亀山小学校があります。ゴミ処理施設からも近いです。今の技術では昔ほど悪い物質は煙に含まれていないのかもしれませんが。でも、ゼロではないはず。まだまだ体の発達途中である子供たちに、その煙を浴びさせるなんて、成長を害するのではないかと、心配でなりません。子供の未来をちゃんと考えてください。どうか、よろしく願います。	対象事業実施区域の敷地から宇曾川への既存排水路は、相当量の雨が降り宇曾川の水位が上がった際には、フラップゲートが閉まることで、宇曾川から敷地の方には流入しない構造となっています。しかしながら反面、敷地から宇曾川への排水を行えなくなるため、相当量の雨が降る際には敷地周辺で内水氾濫が起きている現状があります。本事業ではこのことを踏まえ、敷地内に流入する降雨等は、敷地内の調整池に集水し、敷地から宇曾川に設置する専用の排水管により適切に排水する計画です。施設稼働後の洪水浸水については、滋賀県による浸水想定に基づき、計画施設が浸水しないよう検討しています。なお、彦根市水害ハザードマップ(統合版)における「土石流危険渓流」の指定箇所は対象事業実施区域のうち北西の一部分であり、また、「がけ崩れ」の指定箇所は対象事業実施区域の北東側に隣接します。これらの土砂災害警戒区域の位置を踏まえ、周辺地域や本施設に影響が及ばない配置や対策を検討してまいります。新ごみ焼却施設では、最新の排ガス処理設備を導入するとともに、焼却炉の適切な燃焼管理を行うことで、施設周辺の大気環境に及ぼす影響はほとんどないと考えています。今後実施する現況調査の結果および施設整備計画を踏まえ、大気汚染等の影響を予測・評価し、適切な環境保全措置を検討することにより地域の環境保全に努めてまいります。	1(5)、 2(1)、 2(5)
11	3. 調査、予測および評価	・毎回荒神山ウォーキングしてます。健康管理のために歩いています。このコースをこわさないで下さい。 ・自然をこわさないで下さい。 ・歴史的遺産がある所なのでたくさんの人達がウォーキングしておられます。この楽しみをうばわないで下さい。	荒神山のウォーキングコースや自然、歴史的遺産については、本事業による影響がおよばないように計画しています。また、本環境影響評価においては、本事業の影響範囲内の現状を把握するとともに、事業の実施に伴う環境影響の有無又は程度を予測し、必要な環境保全措置を踏まえた評価を行います。荒神山のウォーキングコースに影響をおよぼすことのないよう、事前の調査、予測評価、環境保全措置の検討を徹底します。	1(4)、 2(6)

意見番号	意見分類	意見の内容	意見に対する事業者見解	意見(案)との関連
12	1. 対象事業の内容 3. 調査、予測および評価	<p>彦根市清崎町地先での建設を前提とした「新ごみ処理施設整備基本計画」の見直しを求めます。理由は以下の通りです。</p> <p>1、今回の建設計画の詳しい内容を、多くの地域住民が知らないまま建設が進められようとしていることです。短時間の2回(地域住民に案内のあった)の住民説明会では極めて不十分です。建設を前提とせず、詳細な資料を提示して、疑問や意見を率直に出し合い答える場合、十分な時間と回数をとって設定すべきです。</p> <p>2、現時点でも、建設計画の内容を知った人の多くの方が、反対や疑問の声を上げていることです。1月23日に開かれた「広域ごみ処理施設建設計画を考える会」の学習会では13人から以下のような意見が寄せられました。「広域ごみ施設が荒神山になったことを聞いてびっくり」「子どもたちへの影響が心配」「西清崎での建設に納得がいかない」「現在の野瀬町での建て替えがベスト」「荒神山に焼却炉はだめ」「もう決定事項という認識だった」「風致地区である自然を破壊してまで進めることに反対」など(別添資料①)。全員が反対でした。こうした声は、今、荒神山をウォーキングする人たちや住民の間での日常会話の中にも出るようになってきました。</p> <p>3、ごみ施設の建設や稼働による環境被害の状況が不明であることです。「環境影響評価方法書」には、盲学校と彦根工業高校での有害大気汚染物質の測定結果が示されており「全ての年度で指針値を満足している」としているが、それは過去の結果であり、今回の建設による被害の想定はされていません。どの物質がどこに降り注ぐか根拠のある説明をすべきです。毎日24時間147tのごみを燃やし続ける時に排出される熱や二酸化炭素による周辺環境(民家や自然)への影響も示されていません。建設を前提で進めるのではなく、環境への影響を調査し開示してから建設予定地を決めるべきです。</p> <p>4、荒神山の中腹を横切る「道路建設」(トンネルの可能性も)が、自然や景観や文化財に重大な影響を与えられそうですが、それが示されていないことです。道路建設のために相当の樹木が伐採される可能性があります。樹木の日々の営みである光合成は、地球温暖化の大きな原因と言われる二酸化炭素を吸収し、人間の営みに不可欠な酸素を放出するとても大切な役割を果たしています。その樹木の伐採は、政府の「2030年カーボンフリー」の政策にも逆行するものです。</p> <p>林道日夏線周辺の樹木伐採に関わる訴訟の和解調書(別添資料②)には次のようにあります。「彦根市は…環境・景観面において悪影響を受けたことを憂慮する彦根市民の思いを理解する。彦根市は…林道日夏線の安全と良好な環境を保全することを彦根市の役割と認識して、これら林道の保全及び荒神山地区の環境保全を行うものとする。彦根市は…風致地区内における…土地及び周辺の区域における自然的景観を維持することに努め、行為者に適切な指導を行う」と書かれています。</p> <p>今回のごみ処理建設計画は、こうした市の基本姿勢にも反するものです。</p> <p>5、ささやかな庶民の楽しみを奪ってしまうことです。ここ数年は、荒神山ウォーキングをする人の姿が急増しています。ウォーキングで健康を保ち、びわ湖や比良山、伊吹山、豊仙山など周りの景観を楽しむ親子、夫婦、高齢の集団などの憩いと語らいの場になっています。中学生や高校生の部活の練習場所でもあります。彦根市は「彦根八景『うみ風渡る荒神山』荒神山ウォーキングマップ」というパンフレット(別添資料③)を発行し、JR駅の改札口や荒神山神社に置いて、市民や観光客に推奨しています。そこでは、5つの「おすすめコース」と、荒神山神社・へび岩など14のスポットガイドを紹介しています。</p> <p>今回のごみ処理建設計画は、この行政姿勢と全く矛盾するものです。</p> <p>6、彦根市の水害ハザードマップ(統合版)で、今回のごみ処理建設計画予定の隣接地が「土石流危険渓流」と「がけ崩れ」の箇所指定されていることです。</p> <p>7、道路建設を含めてトータルどれだけの費用がかかるのか不明なことです。相当多額だと想定される費用が不明なまま、建設を前提とした計画をそのまま進めるのは間違いだと思います。彦根市などの財政が逼迫しており、またコロナ感染症対策に多額の予算を投入すべきときに、予算確保の見通しがない建設計画は無謀です。</p> <p>8、新しい候補地や現在稼働中の場所を含めて、他の候補地との比較検討が不十分なことです。わざわざ、自然と文化財が豊かな荒神山やその麓をこわさなくてもいいのではないかと思います。</p> <p>9、ゴミが減らないという大前提に立っていますが、ゴミの減量に向けた戦略を立てるべきだと思います。買い物の際のプラスチックのみなどの分別や業者による回収責任の仕組みづくり、住民に向けた「ゴミ半量作戦」の呼びかけなどを具体的に進めるべきかと思っています。大量のゴミは大型のごみ処理場を必要とし、海水を含めて周りの地球環境を全体をこわしています。</p> <p>以上、ご検討の上、その結果を公表して頂ければ幸いです。さらに、私の意見も含めて住民から出ている意見について開かれた討論会を開くことを強く要望します。</p> <p>※意見書に添付された資料については記載を割愛しております。見解作成において参考にさせていただきました。</p>	<p>彦根市清崎町地先での建設を前提とした「新ごみ処理施設整備基本計画」の見直しを求める意見に対して、以下のとおり見解を述べます。</p> <p>1. 今後の手続においては、環境影響評価手続きにおける住民説明会のほか、周辺の地域住民に対して、素案段階で事前に情報提供や説明を行い、本事業における環境影響および環境保全について、丁寧に周知・説明し、理解を得るよう努めます。</p> <p>2. 本事業の実施にあたっては、滋賀県環境影響評価条例に基づき、事業の実施が環境に及ぼす影響について調査・予測を行うとともに、必要な環境保全措置の検討を行い、周辺地域の環境の保全に配慮した事業を進めてまいります。</p> <p>3. 環境影響評価方法書においては、過去の環境に関する調査結果を整理しており、これらの地域の環境の状況を踏まえて、環境影響評価の調査、予測および評価を計画を立案しています。今後は環境影響評価方法書に従い、方法書における対象事業実施区域周辺における大気質などの現在の環境の状況を調査し、本事業の実施に伴う環境影響を予測評価します。その結果は、環境影響評価準備書にとりまとめ、縦覧に供するとともに住民説明会において開示します。これらの環境影響評価の結果、地域の環境保全への配慮に基づいて、方法書における対象事業実施区域が新ごみ処理施設の建設地として選定されることとなります。</p> <p>4. 「道路建設」は彦根市が実施する市道整備事業であり、本事業とは別事業です。本事業の環境影響評価においては、市道整備後の計画交通量を踏まえ、市道が接続する既存道路において、施設関連車両の走行による大気質、騒音、振動の影響について予測・評価を行います。また、調査対象とする眺望景観の視角に整備予定の市道が入れば、市道を含む景観フォトモニタージュ(将来の眺望景観)を作成します。なお、林道日夏線については、和解調書にあるとおり、林道の安全性や良好な環境を保全し、引き続きその役割が果たされるよう十分配慮し、林道を分断しないよう道路設計を行うと彦根市より聞いています。</p> <p>5. 荒神山のウォーキングコースについては、本事業による影響がおよばないように計画しています。また、本環境影響評価においては、本事業の影響範囲内の現状を把握するとともに、事業の実施に伴う環境影響の有無又は程度を予測し、必要な環境保全措置を踏まえた評価を行います。荒神山のウォーキングコースの利用に影響をおよぼすことのないよう、事前の調査、予測評価、環境保全措置の検討を徹底します。</p> <p>6. 彦根市水害ハザードマップ(統合版)における「土石流危険渓流」の指定箇所は対象事業実施区域のうち北西の一部分であり、また、「がけ崩れ」の指定箇所は対象事業実施区域の北東側に隣接します。これらの土砂災害警戒区域の位置を踏まえ、周辺地域や本施設に影響が及ばない配置や対策を検討してまいります。</p> <p>7. 「道路建設」は彦根市が実施する市道整備事業であり、本事業とは別事業です。</p> <p>8. 新ごみ処理施設建設候補地選定にあたっては、各候補地周辺自治会住民を対象とした説明会、住民との意見交換会、圏域住民からの無作為抽出によるアンケート、組合議会議員との意見交換会、および管理者会を実施して検討を行いました。これらの検討結果と、候補地選定報告書(平成29年2月)とを総合的に評価しました。候補地選定報告書(平成29年2月)では、①「国定公園・県立自然公園」、「保安林」、「史跡・名勝・天然記念物」、「鳥獣保護区のうち特別保護地区」、「保存樹」に指定されていないことを前提条件に、②応募のあった候補地について「安全・安心の確保の視点」、「環境への配慮の視点」、「計画的な財政運営の視点」、「合意形成」の視点から総合的に評価しました。安全・安心及び環境面の視点では、「活断層との関係」、「地盤の軟弱強度」、「災害関連法の指定の有無」、「その他危険地域の設定の有無」、「住宅との位置関係」、「教育・医療福祉施設との位置関係」、「農業振興地域指定状況」、「都市計画区域の指定状況」、「道路混雑度」、「地域性緑地等の指定状況」、「重要な動植物等の生息状況」、「指定文化財」、「埋蔵文化財」の有無について評価を行いました。今後は、最終建設候補地(方法書における対象事業実施区域)を対象に環境影響評価を実施し、環境影響評価の結果および地域の環境保全への配慮に基づいて、新ごみ処理施設の建設地として選定されることとなります。</p> <p>9. 新ごみ処理施設の規模は、今後のごみ減量努力も一層見込んだものとなっています。住民一人ひとりが、ごみに対する意識を高め、ごみを減らす工夫を心がけ、もの大切さや自然・環境を愛する心を次世代に引き継ぐために、環境啓発施設としてのごみ処理施設が担う役割を意識して事業を進めてまいります。</p> <p>以上のとおり、本事業について継続して環境面、防災面からの検討を進め、施設計画や環境影響評価の進捗について随時説明会等で住民の皆様方にご説明をさせていただき、皆様方のご意見を本事業に反映していきたいと考えております。</p>	1(5)、 1(6)、 2(1)、 2(6)
13	1. 対象事業の内容 3. 調査、予測および評価	<p>①対象事業実施区域の一部が洪水浸水想定区域に指定されているため、相当の盛り土を行うとのことだが、施設稼働後、洪水浸水事故が万が一発生したら場合、対象事業実施区域の近隣区域の被害が当該盛り土の結果、甚大になることが容易に推測されるが、その点の考慮が欠落しており、影響評価は不十分である。</p> <p>②市民説明会の質疑応答で、環境影響測定の諸地点から亀山小学校及び同校生徒の内、東清崎、清崎NT、房田NT、亀山NT1～3期の子供達の通学路が漏れていることが納得できないと質問し、回答を得たがやはり納得できない。工事期間中の影響ではなく施設稼働後の影響に不安がある。</p> <p>③新設される市道は荒神山を分断する形で設置される。この影響評価がなされていない。</p> <p>④荒神山神社、特に遥拝殿と頂上部の本殿を繋ぐ本坂(参拝道)が③の市道により分断される。石畳が残り、樹木が茂る貴重な文化遺産と自然を文字通り壊すことになる。この手当はまず不可能と思われる。翻って、あの山に囲まれ、歴史と文化、自然豊かかつ居住地域と隣接する彼の地にごみ処理施設と広い道路を構築する必要があるのか、はなはだ疑問に思う。</p>	<p>①対象事業実施区域の敷地から宇曾川への既存排水路は、相当量の雨が降り宇曾川の水位が上がった際には、フラップゲートが閉まることで、宇曾川から敷地の方には流入しない構造となっています。しかしながら反面、敷地から宇曾川への排水を行えなくなるため、相当量の雨が降る際には敷地周辺で内水氾濫が起きている現状があります。本事業ではこのことを踏まえ、敷地内に流入する降雨等は、敷地内の調整池に集水し、敷地から宇曾川に設置する専用の排水管により適切に排水する計画です。</p> <p>洪水については、県の浸水想定では、敷地周辺は約3.0mの浸水となっています。敷地周辺の現地盤高さと、宇曾川天端高さの差が約3.0mであるため、洪水時には宇曾川天端まで浸水する想定となります。したがって敷地を盛土することによる、その容量分の水は、周辺の浸水被害を拡げるというよりは、宇曾川に戻っていくと考えられます。</p> <p>なお、上記のとおり、現状では内水氾濫時に宇曾川への排水を行えない状況であることを踏まえ、本事業では宇曾川に強制的に排水する専用管を設置することから、洪水時にも敷地内に流入する水を宇曾川に排水しやすくなるものと考えています。</p> <p>②亀山小学校周辺における施設関係車両の走行に係る影響の評価について、南側に隣接する県道賀田山安食西線、西側に位置する市道彦根彦富線が本事業に関係する廃棄物運搬車両の主要な走行ルートになります。これらの道路上の代表地点において大気質・騒音・振動の現況調査及び環境影響の予測・評価を行い、必要に応じて走行車両の分散やルート変更等の環境保全対策を検討します。また、主要走行ルート以外の通学路の走行においても、歩行者の安全確保を最優先に考えるとともに、環境の保全に十分配慮してまいります。また、煙突排ガスの影響については、亀山小学校付近を含む計画地周辺における煙突排ガスの寄与濃度の予測を行う計画としています。</p> <p>③④新設市道は彦根市が実施する整備事業であり、新ごみ処理施設整備事業とは別事業です。新ごみ処理施設整備事業については、皆さんからのご意見も参考に、地域の環境に係る現況調査、本事業の実施による環境影響の予測評価を行い、荒神山の歴史と文化、自然環境、生活環境に十分配慮した検討を行ってまいります。</p>	1(3)、 1(5)、 2(6)

意見番号	意見分類	意見の内容	意見に対する事業者見解	意見(案)との関連
14	1. 対象事業の内容 3. 調査、予測および評価	<p>彦根市清崎町地先での建設を前提とした「新ごみ処理施設整備基本計画」の見直しを求めます。</p> <p>1、荒神山の麓に広大(5ha以上)な人口構造物をつくり、さらに、これに接続する道路が荒神山の山肌を削りながら、開削かトンネル方式かは定かでないが、荒神山に登る林道日夏線を直角に横断することにより、荒神山が荒神山でなくなる事態は、これまで彦根市が主張してきた荒神山の位置付けを放棄することで、自然破壊そのものであり、容認することはできない計画です。</p> <p>2、彦根市は「彦根市総合計画基本構想」では「荒神山古墳など、未だ整備されていない史跡についても交流人口増加の重要な資源としてその整備に力を注ぐべきである」と述べ、「森林については、貴重で豊かな緑の資産として、木材生産等の経済的機能および自然環境の保全、良好な景観の形成、災害の防止等の公益的機能を総合的に生かすため、植林や育成を促進するなど、その保全整備に努めつつ、公園やレクリエーション、環境学習の場等として森林空間の活用を図ります」と述べている。</p> <p>3、彦根市は「第三次彦根市国土利用計画」では「荒神山等の森林については温室効果ガス吸収源対策の着実な実施、世界的な木材の需給動向の変化等を踏まえ、貴重で豊かな緑の資産として捉えらるとともに、木材生産等の経済的機能および自然環境の保全、良好な景観の形成、災害の防止等の公益的機能を総合的に生かすため、植林や育材を促進するなど、その保全整備に努めつつ、公園やレクリエーション、環境学習の場等として森林空間の活用を図る」と述べている。</p> <p>「地域ごとの方向性」の「南部地域」の項目では「自然公園区域である荒神山や曾根沼等の内湖については、観光・レクリエーションや環境学習の場等として活用を図る」「森林については、荒神山が自然公園区域や保安林等に指定されており植林や育林を促進するなど、その保全整備を図る」と述べている。</p> <p>4、彦根市議会での市の答弁で「山(荒神山)全体を守っていくということが重要なことであると思います。その中で、自然公園法に基づいて、・・・市・県と連携しながら守っております」「荒神山一帯につきましては、琵琶湖を含むすぐれた自然の風景地を保護することから、自然公園法に基づく琵琶湖国定公園として、第2種特別地域に指定されております。このことから、この地域におきましては、工作物の新設や樹木の伐採等一定の行為には、知事の許可や事前の届け出が必要となっております。このほかにも、森林法、文化財保護法、風致条例など関係法令により、一定の保護施策は整っております」と述べています。</p> <p>5、平成27(2015)年11月に林道日夏山線隣接地で大量の樹木伐採が行われた際、市民が市を相手取り、ガードレールの設置費用は伐採者に求めるべきと市を訴えた裁判で、令和2(2020)年8月和解が成立し、次の和解条項が確認されている。</p> <p>(1)彦根市は・・・林道日夏山線隣接地の樹木伐採により、林道日夏山線が安全面、環境・景観面において悪影響を受けたことを憂慮する控訴人ら及び彦根市民の思いを理解する。</p> <p>(2)控訴人らと被控訴人とは、・・・彦根市に対し金120万円を寄付したことを相互に確認する。</p> <p>(3)略</p> <p>(4)彦根市は彦根市民や市外からの来訪者と荒神山とを結ぶ林道荒神山線及び林道日夏山線の安全と良好な環境を保全することを彦根市の役割と認識して、これら林道の保全及び荒神山地区の環境保全を行うものとする。</p> <p>(5)彦根市は、彦根市風致地区内における建築等の規制に関する条例の解釈、運用にあたっては、行為が行われる土地および周辺の土地の区域における自然的景観を維持することに努め、行為者に適切な指導を行うものとする。</p> <p>(6)略</p> <p>(7)略</p> <p>6、荒神山への市民の散策は、健康志向とも相まって、様々なコースから山頂を歩いて目指す市民が増大しています。特に5で記載した、広大な樹木伐採が行われた林道夏日山線は早朝から多くの市民の散策コースとなっています。</p> <p>ごみ焼却施設の導入路が計画通り建設されるなら、このコースを分断することとなり、市民が毎日憩いの場として散策している場所は奪われることとなります。このことに気がついている市民は殆どいらっしやらないのではないかと思います。</p> <p>7、1月20日に滋賀県環境影響評価審査会が開催され、当施設建設に対する第二回の審査会が開催されたので傍聴しました。</p> <p>審査会の委員は12人(他に専門委員が2人)であるにもかかわらず、6人の参加でしかありませんでした。私は荒神山が4で言っているようなコンセプトで彦根市や滋賀県が位置付けているのであれば、当然、文化財的な観点からも意見が聞かれるであろうことを想定して傍聴しましたが、残念ながら「伝承文化」「文化財」の専門分野の委員は2人も欠席でした。このような不十分な形で進められている審査会が本当に有効なのか疑問を持たざるを得ませんでした。それでも会議の内容は一概に委員のみなさんから、施設と一体であるはずの道路建設が環境影響調査の対象外であることの疑念や、生物・植物に対する調査が過少に少ないこと、ごみ焼却施設が「土石流危険渓流」「がけ崩れ」直下であることの危険性に対する懸念への意見提起などがあったことです。</p> <p>8、6の市民の荒神山に対する愛着と、7の委員のみなさんの意見提起に耳を傾けるべきです。</p> <p>さらに、広域行政組合の管理者である彦根市の大久保市長は率先して清崎地先に躍起になっていますが、以上、2～5までみてきた通り、彦根市の荒神山に対する位置付けは明確であり、これら市の姿勢を貫くなら、荒神山の麓に広大な人口構造物を建設し、山を分断する形で道路建設を行うことに対してハッキリと「反対」と主張すべきなのです。</p> <p>※意見書に添付された資料については記載を割愛しております。見解作成において参考にさせていただきました。</p>	<p>彦根市清崎町地先での建設を前提とした「新ごみ処理施設整備基本計画」の見直しを求める意見に対して、以下のとおり見解を述べます。</p> <p>1. 新ごみ処理施設整備事業については、地域の環境に係る現況調査、本事業の実施による環境影響の予測評価を行い、荒神山を含む自然環境、生活環境に十分配慮した検討を行ってまいります。なお、本施設に接続する道路は彦根市が整備する市道であり、新ごみ処理施設整備事業とは別事業です。彦根市からは、林道日夏線の安全性や良好な環境を保全し、引き続きその役割が果たされるよう十分配慮し、林道を分断しないよう道路設計を行うと聞いています。</p> <p>2～5. 新ごみ処理施設整備事業については、皆さんからのご意見を踏まえ、彦根市における荒神山の歴史的価値、環境、防災、観光、レクリエーション、環境学習の場等としての位置づけと保全整備の方針を踏まえ、荒神山を含む周辺地域における自然環境、生活環境等に十分配慮した検討を行ってまいります。</p> <p>6. 荒神山の市民の散策コースについては、本事業による影響がおよばないように計画しています。また、本環境影響評価においては、本事業の影響範囲内の現状を把握するとともに、事業の実施に伴う環境影響の有無又は程度を予測し、必要な環境保全措置を踏まえた評価を行います。荒神山の散策コースの利用に影響をおよぼすことのないよう、事前の調査、予測評価、環境保全措置の検討を徹底します。</p> <p>7. 令和3年1月20日に開催された「彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書」の第1回審査会には「伝承文化」、「文化財」の専門委員の先生方は欠席されていましたが、別途、滋賀県琵琶湖環境部環境政策課において各先生方に意見照会が行われています。本方法書における「伝承文化」、「文化財」については適切に審査されているものと考えています。</p> <p>8. 市民の荒神山に対する愛着と滋賀県環境影響評価審査委員会委員の意見については、今後の環境影響評価や施設設計等において適切に対応していきます。</p> <p>施設計画や環境影響評価の進捗について随時説明会等で住民の皆様方にご説明をさせていただき、皆様方のご意見を本事業に反映していきたいと考えております。</p>	1(3)、 1(4)、 1(5)、 2(6)
15	1. 対象事業の内容	<p>三津屋野口線を日ごろから利用していますが、この道には高校、幼稚園、保育園があり、朝は登校園の人や車で渋滞します。また、日中は銀行や農協もあり、通行車両が多く、河瀬駅近くの踏切は、駅が近いので、開かずの踏切になり渋滞しています。</p> <p>また、野口の信号から河瀬駅までは道が狭く、普通車のすれ違いでも徐行しなければなりません。今回計画されているところにごみ処理場ができた場合、8号線野口の信号からの搬入車が増えることが考えられます。これはかなりの生活環境に影響を及ぼします。</p> <p>計画の再考をお願いします。</p>	<p>施設供用後の施設関連車両の走行については、現状の交通状況を踏まえながら、渋滞状況が悪化しないようルート、台数を検討していきます。</p>	1(2)

注)各意見は提出順に掲載しました。また、意見書に記載された個人情報に割愛し、文言の誤字脱字については、事業者の判断で修正しています。